平成２５年（フ）第２３３号
福岡県久留米市江戸屋敷２丁目16番21号
債務者　安徳　浩寿
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２３４号
福岡県小郡市大板井600番地５
債務者　長野　守巡
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２３５号
福岡県久留米市青峰３丁目３番１―29号
債務者　黒田　　渚
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４０３号
大分市大字寒田658番地の８　県営１Ａ９―13
債務者　柴田　利雄
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７１号
大分県宇佐市大字上元重689番地
債務者　古原　　昴
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第３９６号
鹿児島県鹿児島市星ケ峯１丁目17番２号　ハイツ星ヶ峯217号
債務者　堀之内新一
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
鹿児島県薩摩川内市楠元町330番地、前住所鹿児島県薩摩川内市青山町5826番地１
債務者　上薗イクミ
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
鹿児島県出水市上知識町28番地、前住所鹿児島県出水市緑町47番28号クレインハイツ202号
債務者　長島　奈々
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第３６４号
沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原208番地２
県営屋宜原団地503号
債務者　儀武　優美（旧姓當山）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６９号
宮城県大崎市三本木南谷地字千刈田146、住民票上の住所宮城県柴田郡柴田町槻木上町３丁目１番20号
債務者　佐藤　秀樹
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１６７号
秋田市新屋扇町９番27号　アーバンハイツ新屋駅前Ａ202
債務者　太田由紀子（旧姓坊山）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２４号
福島県郡山市緑ケ丘東１丁目２番地の19
債務者　藥師寺紀乃
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１２１４号
京都府八幡市男山石城２番地―Ｂ33―506
債務者　氏橋　孝廣
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１５号
京都府八幡市男山石城２番地―Ｂ33―506
債務者　氏橋　昭男
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７４号
京都府相楽郡精華町大字菱田小字宮西２番地セジュールマルコ106号、前住所京都府相楽郡精華町大字菱田小字アツイ22番地28
債務者　佐藤　英光
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
福岡県飯塚市堀池292番地１　小林アパート103号
債務者　徳永　一樹
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１１６号
福岡県飯塚市立岩1725番地　たていわ病院、前住所福岡県飯塚市西町６番45号　ルーズデ勝盛104号
債務者　木村　和幸
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部